

医療用ウィッグ展示に関する実施要領

地方独立行政法人 市立大津市民病院 患者相談支援室におけるがん相談事業の一環として実施する医療用ウィッグの展示について、以下のとおり定めるもの。

1 目的

がん医療の進歩により、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加している中、医療現場におけるアピランスサポート（がん治療の副作用に伴う外見の変化を補うため医療用ウィッグ等を必要とするがん患者に対して、必要な情報を提供する事業）の需要が拡大している。

については、地方独立行政法人 市立大津市民病院 患者相談支援室が実施するがん対策推進基本計画に基づくがん相談事業の一環として、同室に医療用ウィッグ（以下「展示物」という。）を展示し、がん治療に伴い医療用ウィッグを必要とする方への情報提供を行う。

2 展示方法

- (1) 本館 2 階患者相談支援室前スペースに可動棚を設置し、展示物を展示する。
- (2) 相談室に鏡を設置し、展示物の試着場所とする。
- (3) 展示スペースの許容量を超える展示希望があった場合は、展示事業者により展示期間に差が出ないよう 1 事業者につき 1 サンプルを展示するものとし、2 週間程度の間隔で交互に展示を行う。
- (4) (3) の展示の入れ替え判断は、患者相談支援室が行う。

3 展示事業者の募集方法

本院のホームページにおいて展示事業者を公募する。

4 事前協議及び覚書締結

展示方法等の詳細内容については、事前に患者相談支援室と展示希望事業者で協議の上、「医療用ウィッグの展示に関する覚書」を締結する。

5 展示物の管理

- (1) 展示物は、開院日の午前 9 時に患者相談支援室執務室から展示スペースに取り出し、午後 4 時に同執務室に収納する。
- (2) 展示物の盗難・紛失対策、汚染・破損にかかる交換費用及びメンテナンス費用については、全て展示事業者の負担とする。
- (3) 展示物・カタログ・ディスプレイキャップ・医療用ウィッグスタンド等については、展示事業者が無償で当院に提供（貸与）し、定期的に展示物のメンテナンス及び物品の補充を行うこと。
- (4) (3) の作業は開院日の午前 9 時から午後 4 時までの間に行うものとし、作業を行う際は、事前に以下の連絡先に連絡すること。

連絡先：患者相談支援室（病院代表）TEL077-522-4607

- (5) 当院が必要と判断した場合は、展示の中止、展示場所・展示時間等の変更等を行うことができるものとする。